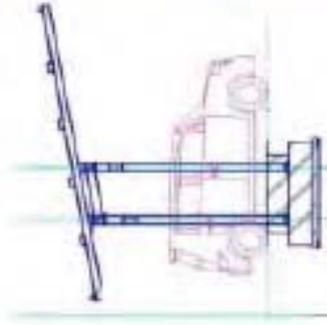


# 都市公園における太陽光発電施設の設置基準の緩和

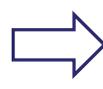
<p>提案事項</p>	<p>都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること</p>
<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがある。</li> <li>○ その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる。</li> <li>○ 占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨規定</li> </ul> <p style="text-align: center;">↑ 駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難</p>

都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすべき



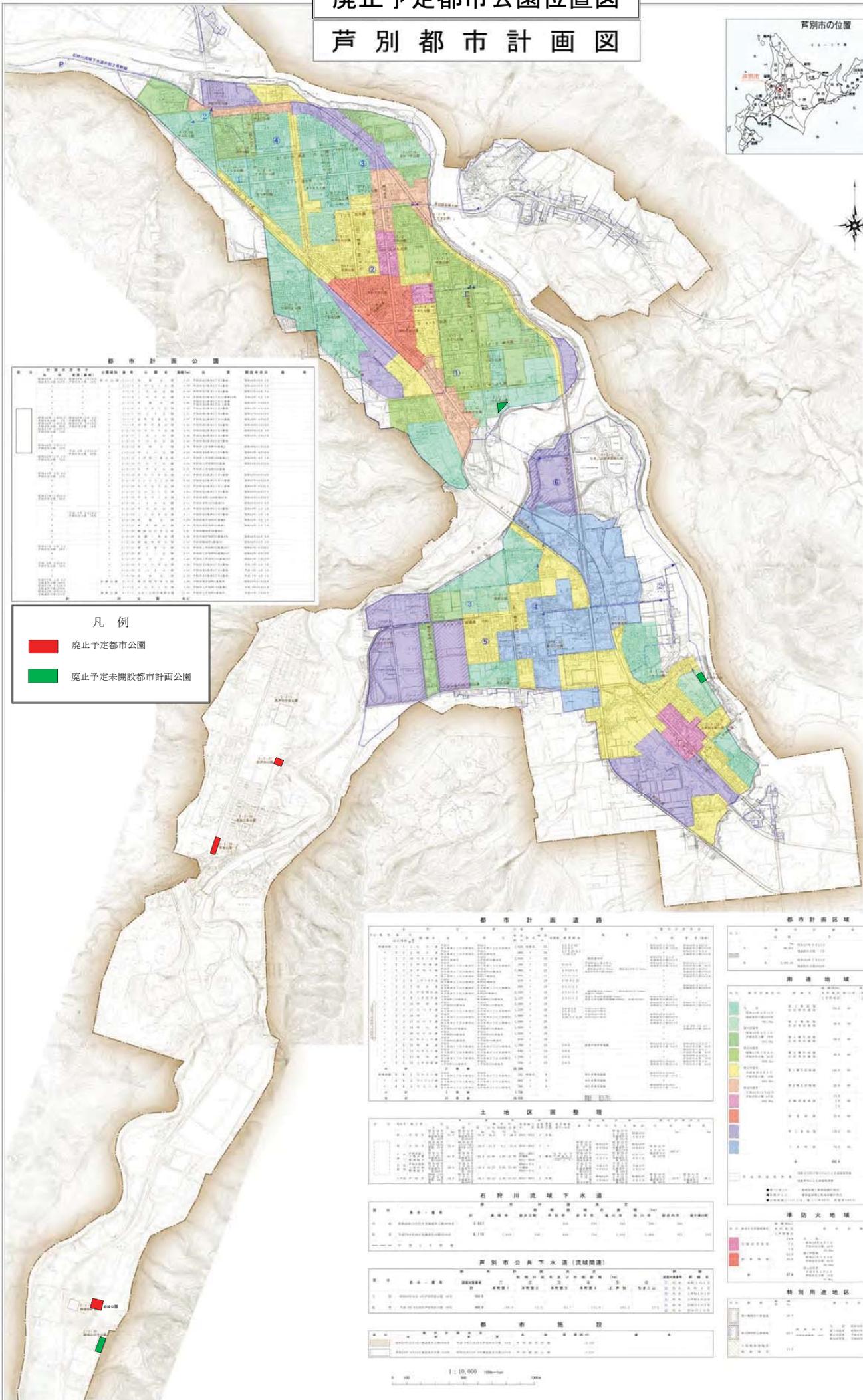
占用の例：都市公園の駐車場の覆屋に太陽光パネル

- ・都市公園の広大な駐車場の有効活用
- ・再生可能エネルギーの普及促進



廃止予定都市公園位置図

芦別都市計画図



都市計画公園

公園番号	公園名称	公園種別	公園面積(㎡)	公園種別	公園面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...
4	...	...	...	...	...
5	...	...	...	...	...
6	...	...	...	...	...

- 凡例
- 廃止予定都市公園
  - 廃止予定未開設都市計画公園

都市計画道路

道路番号	道路名称	道路種別	道路幅員(㎡)	道路種別	道路幅員(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

土地区画整理

区画番号	区画名称	区画種別	区画面積(㎡)	区画種別	区画面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

右狩川流域下水道

区画番号	区画名称	区画種別	区画面積(㎡)	区画種別	区画面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

芦別市公共下水道(流域間)

区画番号	区画名称	区画種別	区画面積(㎡)	区画種別	区画面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

都市施設

施設番号	施設名称	施設種別	施設面積(㎡)	施設種別	施設面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

都市計画区域

区域番号	区域名称	区域種別	区域面積(㎡)	区域種別	区域面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

用途地域

用途地域番号	用途地域名称	用途地域種別	用途地域面積(㎡)	用途地域種別	用途地域面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

準防火地域

地域番号	地域名称	地域種別	地域面積(㎡)	地域種別	地域面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

特別用途地区

地区番号	地区名称	地区種別	地区面積(㎡)	地区種別	地区面積(㎡)
1	...	...	...	...	...
2	...	...	...	...	...
3	...	...	...	...	...

## 廃止予定都市公園写真

	<p>番 号：2・2・26</p> <p>公園名：青葉公園</p> <p>種 別：街区公園</p> <p>都市計画決定日： 昭和57年11月12日</p> <p>公園開設日： 昭和57年11月20日</p> <p>面 積：2,945㎡</p> <p>住 所：西芦別町87番地6</p>
	<p>番 号：2・2・27</p> <p>公園名：西芦別公園</p> <p>種 別：街区公園</p> <p>都市計画決定日： 昭和57年11月12日</p> <p>公園開設日： 昭和57年11月20日</p> <p>面 積：1,640㎡</p> <p>住 所：西芦別町43番地1</p>
	<p>番 号：なし</p> <p>公園名：頼城公園</p> <p>種 別：街区公園</p> <p>都市計画決定日：なし</p> <p>公園開設日： 昭和52年4月1日</p> <p>面 積：2,190㎡</p> <p>住 所：頼城町4番地</p>

## 廃止予定未開設都市計画公園写真

	<p>番 号：2・2・12</p> <p>公園名：日の出公園</p> <p>種 別：街区公園</p> <p>都市計画決定日： 昭和47年3月27日</p> <p>面 積：0.20ha</p> <p>住 所： 南3条東2丁目2番地</p>
	<p>番 号：2・2・17</p> <p>公園名：あずま公園</p> <p>種 別：街区公園</p> <p>都市計画決定日： 昭和50年12月2日</p> <p>面 積：0.71ha</p> <p>住 所：上芦別町555番地</p>
	<p>番 号：2・2・28</p> <p>公園名：頼城山の手公園</p> <p>種 別：街区公園</p> <p>都市計画決定日： 昭和57年11月12日</p> <p>面 積：0.47ha</p> <p>住 所：頼城町46番地8</p>

## 都市公園法運用指針（第2版：抜粋）

【平成24年4月：国土交通省都市局】

### 4. 都市公園の保存規定について（法第16条関係）

#### （1）趣旨及び基本的な考え方

都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いとレクリエーションの場となるほか、都市景観の向上、都市環境の改善、災害時の避難場所等として機能するなど多様な機能を有しており、緑とオープンスペースの中核となる都市公園の積極的な整備を図るとともに都市住民の貴重な資産としてその存続を図ることが必要である。

このような趣旨から、法第16条に都市公園の保存規定が設けられ、従来は「都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」や「廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合」を除き、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとされてきたところである。

このため、従来より借地方式により都市公園が確保されてきているところであるが、貸借契約の終了等に際して当該都市公園を廃止することができるかどうか明確になっていなかったことから、土地所有者からの借地について協力が得られにくい状況にあったところである。

平成16年の法改正は、公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合にも都市公園の区域の廃止を行うことができることを明確にすることにより、例えば企業の保有する遊休地等土地所有者が都市公園用地を提供しやすい環境を整備し、借地方式による効率的な都市公園の整備促進を図るものである。

なお、平成16年の法改正により、法第16条第3号に「公園管理者がその土地物件に係る権原を借り受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合」においても都市公園の全部又は一部を廃止することを可能とする規定を設けたところであるが、都市公園が土地収用法第3条に規定する収用対象事業であることに変わりはなく、借地契約が終了した場合でも、土地所有者等の意向のみにより都市公園が廃止されるものではないことから、公園管理者の判断が必要となる。

平成16年の法改正の施行前に貸借契約を締結し、都市公園として供用しているものについても、当該改正後の法第16条第3号は適用されるが、従前の借地公園のうち、正当な事由がない限り貸し付けの契約を更新することとされている借地公園等公園管理が引き続き存置すべきと判断する都市公園については、貸借契約を更新する等により、引き続き都市公園の保存に努めることが望ましい。

## (2) 緑の基本計画との関係

緑の基本計画は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的なマスタープランとなるものであることから、借地公園についても、可能な限り、緑の基本計画の都市公園の整備の方針等に含めることが望ましい。

## (3) その他

貸借契約が終了し、都市公園を廃止する場合であっても、公園管理者が所有する公園施設の所有権は都市公園を廃止しただけで移動するものではなく、公園管理者である地方公共団体と土地所有者等との間で譲渡等の手続きが行われることとなる。

また、公園施設を国庫補助事業で整備する場合、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律が適用されることについても留意しておく必要がある。

## (参考「公益上特別の必要がある場合」について)

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第4条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第16条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。